

【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和2年度 第1回臨時総会別添資料

2020.11.21(土) 19:04~20:17

内田会長挨拶

本日はお忙しい中、臨時総会に御参加くださりありがとうございます。本日の総会の主たる目的は、公益法人に適合させるための定款及び規程の変更です。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、令和2年11月13日付けで、日本スポーツ協会から日本連盟に課せられていた勧告処分、いわゆる経過観察をようやく終了することが出来ました。

これもひとえに、皆様の日本連盟に対する御理解と御協力があったからこそ達成できたと、感謝申し上げます。

この2年間で組織運営が改善されたと、上位監督団体から認められ、この勧告処分の終了を以って、いよいよ公益法人として内閣府に認定されることも現実味を帯びて参りました。それに向けて更なる努力を継続し続けることで、アマチュアボクシング界は発展していくと思っております。

公益法人として認めてもらい、社会的信用を回復できた時、競技者及び日本連盟に対し、スポンサーからの収入も必ず増えると思っております。

そのことにより、競技者が今まで以上に多くの国際大会に参加することが可能になると共に、実戦経験の場を増やすことができます。選手の経験が増えれば、オリンピックでのメダル獲得が近づき、競技団体が発展していくと思っております。

そして私たちはもう一つ、目標を達成しなくてはなりません。それは、国体の通年開催です。公益法人化することにより、そのことも達成されると確信しております。これからも、公益法人を目指す日本連盟の更なる御支援と御協力をお願いいたします。

本日は、総会ですので長くなると思っておりますが、最後までよろしくをお願いいたします。

報告事項

第1号報告 日本スポーツ協会からの処分解除について 【専務理事】  
(質疑なし)

第2号報告 公益法人化プロジェクトの進行状況 【公益化推進委員会】  
(質疑なし)

第2号報告 ガバナンスコード適合性審査の状況 【公益化推進委員会】  
(質疑なし)

第3号報告 令和2年度選抜大会について 【専務理事】  
(質疑なし)

第4号報告 令和3年度全日本選手権について 【専務理事】  
(質疑なし)

第5号報告 スポンサー規約の変更について 【専務理事】  
(質疑なし)

その他

①新登録システムについて

菊池理事：ホームページを作成していない3県はどうするか説明してもらいたい。

豊田事務局長：3県と直接相談しながら進めていきたい。

決議事項

第1号議案 定款変更について 【執行部】

【定款 新旧対照表1】

変更前	変更後	説明
第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上40名以内 (以下略)	第26条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15名以上24名以内 (以下略)	ガバナンスコード原則2の (2)【理事会を 適正な規模とし、実効性の確保を図ること】に適合させる観点も加味

		し、理事数上限を削減。 ※併せて、関連する役員選任規則の条文も改正。
(構成) 第13条 この法人は、次の会議をもって運営する。 (1) 総会 (2) 理事会 (3) <u>業務執行理事会</u>	第13条 この法人は、次の会議をもって運営する。 (1) 総会 (2) 理事会 <u>(削除)</u>	・理事数が減少することにより業務執行理事会の存在意義が薄まるため、業務執行理事会を廃止する。業務執行理事会に関する部分を削除する。
(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 3 <u>業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。</u> 4 議長選任については第18条を準用する。	(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 <u>(削除)</u> 3 議長選任については第18条を準用する。	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(権限) 第35条 (略) 2 (略) 3 <u>業務執行理事会は、業務執行のため、迅速に協議執行しなければならない事項で、法令及びこの法人の定款、規則等において総会及び理事会の権限と定めるもの以外の事項について協議し、決議することができる。業務執行理事会において協議及び決議した事項については後日理事会に報告しなければならない。</u>	2 (略) <u>(削除)</u>	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(招集) 第36条 <u>理事会及び業務執行理事会</u> は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、事前に会長が指名した理事が理事会を招集する。 2 (略) 3 (略)	(招集) 第36条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、事前に会長が指名した理事が理事会を招集する。 2 (略) 3 (略)	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(決議) 第37条 理事会及び業務執行理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(議事録) 第38条 理事会及び業務執行理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 (略)	(議事録) 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2 (略)	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(理事会規則) 第40条 理事会及び業務執行理事会に関する事項は、法令又はこの定款のほか理事会において定める理事会規則による。	(理事会規則) 第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、理事会において定める理事会規則による。	・業務執行理事会に関する部分を削除する。
(法人の構成員) 第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、 <u>この法人の理事及び加盟団体を代表する者(この法人の理事である者を除く)</u> (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあ	(法人の構成員) 第6条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、加盟団体を代表する者 (2) 普通会員 この法人の目的に賛同し事業に協力する個人 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあ	・理事は総会での議決権を有しない(理事は自動的に正会員にはならない)変更をする。詳細は「会員及び会費に関する規程」で定める。 ・理事として正会員になることがなくなるため(1人が2票もつことがなくなるため)、 (1) 末尾の「かっこがき」「(この法人の理事である者を除く)」も削除する。

<p>った者で、総会の決議によって推薦された者</p> <p>2 (略)</p>	<p>れた者</p> <p>2 (略)</p>	<p>※併せて、会員及び会費に関する規程も改正</p> <p>※総会は地方組織代表者 (=正会員) で構成さるべきなので、地方組織等との間の 権限関係の明確化を要請しているガバナンスコード原則 1 3 (1) への適合も図っている。</p>
<p>(役員の設置)</p> <p>第 2 6 条 (略)</p> <p>2 理事のうち、1 名を会長、若干名を副会長、1 名を専務理事、<u>8 名以内を常務理事とする。</u></p> <p>3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第 2 6 条 (略)</p> <p>2 理事のうち、1 名を会長、若干名を副会長、1 名を専務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法 第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>	<p>・常務理事を廃止するため、常務理事に関する部分を削除する。</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 会長、副会長、<u>専務理事及び常務理事</u>は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第 2 7 条 (略)</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>・常務理事に関する部分を削除する。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 2 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。</u></p> <p>6 会長、副会長、<u>専務理事及び常務理事</u>は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 2 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>・常務理事に関する部分を削除する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第 3 5 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長、<u>専務理事及び常務理事</u>の選定及び解職</p> <p>(以下略)</p>	<p>(権限)</p> <p>第 3 5 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長<u>及び専務理事</u>の選定及び解職</p> <p>(以下略)</p>	<p>・常務理事に関する部分を削除する。</p>

【定款 新旧対照表 2】

変更前	変更後	説明
<p>(除名)</p> <p>第 1 1 条 (略)</p> <p>2 <u>本条第 1 項</u>により会員を除名する場合、当該会員に対し、総会の日から 1 週間前までに除名する旨の通知を発し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</p>	<p>(除名)</p> <p>第 1 1 条 (略)</p> <p>2 <u>前項各号</u>により会員を除名する場合、当該会員に対し、総会の日から 1 週間前までに除名する旨の通知を発し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。</p>	<p>他の条項ではすべて「前項」を使用しているので文言を統一するため。</p>
<p>(会員資格の喪失)</p>	<p>(会員資格の喪失)</p>	<p>&lt; 第 12 条第 1 項の変更 &gt;</p>

<p>第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。</p>	<p>第12条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総正会員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。</p> <p><u>(4) 第7条第2項に該当することとなったとき。</u></p> <p><u>2 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p> <p><u>(1) 正会員である加盟団体の代表者が、当該団体の代表者の資格を喪失したとき。</u></p> <p><u>(2) 正会員である加盟団体の代表者が所属している加盟団体が加盟団体でなくなったとき</u></p>	<p>第10条(謹慎処分)は資格を失うことに関する条文ではなく第12条とは関係がないので「前条」と関係があるものだけに変更する。</p> <p>また、会員になったのちに反社会的勢力に該当することとなった場合の資格喪失の規定がないため(4)を追加する。</p> <p>&lt;第12条第2項の&gt; 正会員は「加盟団体を代表する者」が個人として入会することで正会員(社員)の資格を取得するとされていますが、例えば加盟団体の代表者が変わった場合等の資格を喪失する場合の規定がないため、これを整備するものです。</p>
<p>(招集)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、<u>目的である事項</u>を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会の招集は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、<u>目的その他法令で定める事項</u>を記載した書面又は<u>総正会員の承諾を得て電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>&lt;「その他法令で定める事項」&gt; 招集通知には「会議の日時、場所、目的」のほか法務省令で定める事項も記載しなければならず、そのことを明記する。</p> <p>&lt;「総正会員の承諾を得て」&gt; 一般法人法第39条第3項により、電磁的方法により招集通知を発するには正会員の承諾が必要になることを明記する。</p> <p>&lt;ただし書き&gt; 総会において書面による議決権の行使を認める場合には、一般法人法第39条第1項但し書きに基づき2週間前までに通知を発しなければならないことを定款上も明確にするために「ただし」以下を追加する。</p>
<p>(議決権の数)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(議決権)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>一般的にこの条項は「議決権」というタイトルがつけられているため変更する。</p>
<p>(決議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。</p>	<p>(決議)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。</p>	<p>他の条項では「議決する」ではなく「決議する」が使用されているため、表現を統一する。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第21条 総会に出席できない正会員は、</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第21条 正会員は、他の正会員又は普</p>	<p>総会に出席できる正会員も、総会に出席できない正会員も</p>

他の正会員又は普通会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。	通会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。	代理人を出席させることができる」ので、「総会に出席できない」という文言を削除する。
(総会の決議の省略) 第24条 <u>正会員</u> が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。	(総会の決議の省略) 第24条 <u>理事又は正会員</u> が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。	総会の決議の省略手続きにおける「提案(=提案書を通ずる行為)」は、正会員だけでなく「理事」もできるのでそのことを明記する。(一般法人法第58条第1項)
(役員の設置) 第26条 (略) 2 理事のうち、1名を会長、 <u>若干名</u> を副会長、1名を専務理事とする。 3 (略)	(役員の設置) 第26条 (略) 2 理事のうち、1名を会長、 <u>2名</u> を副会長、1名を専務理事とする。 3 (略)	副会長の員数について「若干名」とすることは、機関設計が不明瞭となりガバナンスの観点からは好ましくないことから、これを明瞭にする。
(責任の免除又は限定) 第33条 (略) 2 (略)	(責任の一部免除及び責任限定契約) 第33条 (略) 2 (略)	「責任の免除または限定」は正確な表現ではないため、一般法人法に基づく正確な表現に変更する。
(構成) 第34条 (略) 3 議長選任については <u>第18条</u> を準用する。	(構成) 第34条 (略) 3 議長選任については <u>第18条第1項</u> を準用する。	第18条第2項は「前項の規定によっても議長が定まらないときは、総会において正会員の中から選出する」と、正会員に関する規定で理事会に適用することは不適当なため、準用する範囲を第1項に限定する。
(権限) 第35条 (略) 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 (1)～(5)略 (6) <u>第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結</u>	(権限) 第35条 (略) 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 (1)～(5)略 (6) <u>第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結</u>	一般法人法に基づく正確な表現である「責任の一部免除」に修正する。
(専門部及び専門委員会) 第41条 この法人の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て専門部及び専門委員会を設けることができる。 2 (略)	(専門部及び専門委員会) 第41条 この法人の業務遂行上必要があるときは、理事会の <u>決議</u> を経て専門部及び専門委員会を設けることができる。 2 (略) 3 専門部及び専門委員会は、法令において総会及び理事会の権限と定めるもの以外の事項について協議し、決議することができる。	<第1項> 他の条項と表現を合わせるために「決議」とする。  <第3項> 専門部及び専門委員会が法令で定められた総会及び理事会の権限を奪うことができないことを明記する。
(事業計画及び収支予算) 第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が、その事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議後、総会の承認を得なければならない。 <u>事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</u> <u>2 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。</u>	(事業計画及び収支予算) 第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が、その事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議後、総会の承認を得なければならない。 <u>これを変更する場合も同様とする。</u> <u>2 (削除)</u> <u>2 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の関</u>	<第1項> 変更する場合の書類が「事業計画及び収支予算」に限定されており、「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」が漏れているので、これらすべてを含む表現として「これを変更する場合も同様とする。」に修正する。  <第2項> 第1項と第2項は内容が重なっており、いずれが正しい

<p>3 第 1 項の書類については、<u>主たる事務所に</u>、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>覧に供するものとする。(略)</p>	<p>手続きなのか不明確なため、第 2 項を削除する。第 2 項がなくなるため第 3 項の番号を繰り上げる。          &lt;第 3 項&gt;          定款第 2 条第 2 項に「従たる事務所」の規定があることから、「従たる事務所」にも備え置くことを明記する。なお現時点で日本連盟には「従たる事務所」はない。</p>
<p>(事業報告及び収支決算)          第 4 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。          (1) 事業報告          (2) 事業報告の附属明細書          (3) 貸借対照表          (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)          (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書          (6) 財産目録          2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については定時総会に報告し、<u>第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類</u>については定時総会の承認を受けなければならない。          3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。          (1) ~ (4) (略)</p>	<p>(事業報告及び収支決算)          第 4 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。          (1) 事業報告          (2) 事業報告の附属明細書          (3) 貸借対照表          (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)          (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書          (6) 財産目録          2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については定時総会に報告し、<u>第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号の書類</u>については定時総会の承認を受けなければならない。          3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、<u>従たる事務所</u>に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。          (1) ~ (4) (略)</p>	<p>&lt;第 2 項&gt;          定款第 15 条第 4 号では総会決議事項として「(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認」と規定されていることとの整合性を図るために、修正をする。          &lt;第 3 項&gt;          定款第 2 条第 2 項に「従たる事務所」の規定があることから、「従たる事務所」にも備え置くことを明記する。なお現時点で日本連盟には「従たる事務所」はない。</p>
<p>(公益目的取得財産残額の算定)          第 4 8 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人法」という。)施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、<u>前条第 5 項第 4 号</u>の書類に記載するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定)          第 4 8 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人法」という。)施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、<u>前条第 3 項第 4 号</u>の書類に記載するものとする。</p>	<p>参照する条項は正しくは「前条第 3 項第 4 号」なので修正する。          参考：第 47 条第 3 項第 4 号の書類「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」</p>
<p>(公告の方法)          第 5 7 条 (略)          2 <u>やむを得ない事由</u>により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	<p>(公告の方法)          第 5 7 条 (略)          2 <u>事故その他やむを得ない事由</u>により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	<p>一般的な文言である「事故その他やむを得ない事由」に修正する。</p>
<p>(その他) 削除により空欄となっている条項を削除して、以下の条数を繰り上げる          削除する条数：第 42 条、第 43 条、第 45 条</p>		

吉沼理事：役員選任規則を参考資料として出してもらいたい。

※参考資料

【役員選任規則 新旧対照表】

変更前	変更後	説明
<タイトル>	<タイトル>	・定年、任期に関する定め

役員選任規則	役員を選任、定年及び任期に関する規則	を追加するためタイトルにその旨を明示する。
(目的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)の役員(理事及び監事)の選任に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	(目的) 第1条 一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という。)の役員(理事及び監事)の選任、 <u>定年及び任期</u> に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	・定年、任期に関する定めを追加するため 第1条(目的)にその旨を追加する。
(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。 (1) 理事会が推薦する者 <u>30名以内</u> (2) <u>加盟都道府県ブロック連盟が互選により推薦する者9名以内</u> (3) 学識経験者 <u>5名以内</u>	(候補者の推薦) 第2条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、総会に推薦するものとする。 (1) 理事会が推薦する者 <u>22名以内</u> (2) <u>ブロック協議委員会</u> が互選により推薦する者 <u>2名以内</u> (3) 学識経験者 <u>7名以内</u>	・定款上の理事定員数の変更に関連して推薦者数を変更する。定款上の理事定員の上 限を 16 名(40 名⇒24 名)減少させることに 対応して(1)を 8 名減少、(2)を 7 名減少させる変更をする。 ・加盟都道府県ブロック連盟がブロック協議委員会に名称変更されたことを反映する。 ・ガバナンスコード原則 2(1)【部理事 25%以上】にも合致するよう、(3)学識経験者を 2 名増加。
第3章 役員定年制(定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が <u>75歳</u> (以下「制限年齢」という。)未満でなければならない。ただし、 <u>第2条第3号に掲げる者が理事となる場合については定年制を適用しないことができる。</u>	第3章 役員定年制 <u>及び任期の制限</u> (定年制) 第4条 理事及び監事は、選任時においてその年齢が <u>65歳未満</u> でなければならない。 2 任期中に満65歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。	・すべての理事及び監事の定年を65歳に引き下げる変更をする。
第5条 第3条第1号及び第2号により理事会及び加盟都道府県ブロック連盟が推薦した理事候補者が制限年齢を超えているときは、その者は、 <u>総会における理事選任にあたって、理事候補者となる資格を有しない。</u>	(削除)	・第4条と内容が重なるため当該条項を削除する。
(新設)	(任期の制限) 第5条 理事及び監事の連続しての任期は8年までとする。 2 任期中に連続しての任期が8年を超えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。	・すべての理事及び監事の連続しての任期を8年とする任期の制限を設ける。

坂巻議長：この定款変更案に反対の方は挙手をお願いします。  
(反対意見なし)

第2号議案 会員及び会費に関する規程変更について 【執行部】

【会員及び会費に関する規程 新旧対照表】

変更前	変更後	説明
(正会員) 第2条 正会員は、 <u>次の号に該当する者</u> をいう。 (1) <u>本連盟の理事</u> (2) <u>加盟団体を代表する者として、当</u>	(正会員) 第2条 正会員は、 <u>加盟団体を代表する者として、当該加盟団体から本連盟に届出をされた者</u> をいう。	・理事は総会での議決権を有しない変更をする。 ※総会は地方組織代表者(=正会員)で構成されるべきなので、地方組織等との間の

該加盟 団体から本連盟に届出をされた者		権限関係の明確化を要請しているガバナンスコード原則13(1)への適合も図っている。
(会費) 第7条 (略) 2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持金 は次のとおりとする。 加盟金 10,000円(初年度のみ) 維持金 50,000円(毎年度)	(会費) 第7条 (略) 2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持金は次のとおりとする。 加盟金 10,000円(初年度のみ) 維持金 70,000円(毎年度)	・加盟団体の維持金について現状にあわせて金額を修正する。

坂巻議長：この会員及び会費に関する規程変更案に反対の方は挙手をお願いします。  
(反対意見なし)

第3号議案 報酬規程変更の件 【執行部】

坂巻議長：この報酬規程の変更反対の方は挙手をお願いします。  
(反対意見なし)

その他

①新登録システムの資料が欲しい。

及川次長：後日、共有します。

②寄付の税控除のシステムはできているのか。

仲間専務理事：まだ、できてはいないが公益化すれば受けやすくなると思う。

島袋氏：寄付にも協力したいのでぜひお願いしたい。

③経理規則の中にキャッシュフロー計算書の作成が入っていないが作成しないのか。

大城ワザバー：収益が大きな法人が対象となるが現在のボクシング連盟には法的に求められない。

以上